

投資情報

自由貿易試験区における外貨管理の最新動向

～外債の自由元転等～

中国の自由貿易試験区は、2013年10月にスタートした上海と、2015年4月にスタートした福建・広東・天津の4つがあり、先行的に外商投資の誘致や管理、貿易モデルの転換、金融改革、行政手続の簡素化等を行うことにより、中国の経済成長を牽引するパイオニア的な役割が期待されています。自由貿易試験区で成功した制度設計が将来的に全国へ複製される可能性があり、今後の中国における外貨管理改革を含む金融改革の方向性を知るために、今回は自由貿易試験区における外貨管理の最新動向を紹介します。

2015年12月9日、中国人民銀行は福建・広東・天津の3つの自由貿易試験区それぞれに対して、以下の指導意見を公表しました(以下3つを合わせて“指導意見”と表記)。更に、これらの指導意見を受け、4つの自由貿易試験区所在地の外貨管理局分局は、それぞれ下記5つの外貨管理試行政策の実施細則を公布し即日施行しました(以下5つを合わせて“実施細則”と表記)。

分類	公布時期	表題
中国人民銀行による 指導意見	2015/12/9	「中国(福建)自由貿易試験区の建設における金融的支持に関する指導意見」 「中国(広東)自由貿易試験区の建設における金融的支持に関する指導意見」 「中国(天津)自由貿易試験区の建設における金融的支持に関する指導意見」
外貨管理局各分局 による実施細則	2015/12/16	上海分局による「中国(上海)自由貿易試験区の外貨管理改革試行を更に推進する実施細則に関する通知」(上海滙発[2015]145号)
	2015/12/18	天津分局による「中国(天津)自由貿易試験区の外貨管理改革試行を更に推進する実施細則に関する通知」(津滙発[2015]162号)
	2015/12/18	アモイ分局による「中国(福建)自由貿易試験区アモイ地区の外貨管理改革試行を更に推進する実施細則に関する通知」(アモイ滙発[2015]94号)
	2015/12/20	福建分局による「中国(福建)自由貿易試験区の外貨管理改革試行を更に推進する実施細則に関する通知」(閩滙発[2015]189号)
	2015/12/21	広東分局より「中国(広東)自由貿易試験区南沙新区、珠海横琴新区地区の外貨管理改革試行を更に推進する実施細則に関する通知」(粵滙発[2015]167号)

以下、実施細則および指導意見のうち、外資企業に関連する外貨管理改革を中心に説明します。

1. 実施細則における外貨管理改革

今回の実施細則における外貨管理改革の重要政策は、以下の3点です。

(1) 外債の自由元転

外債は中国国外から調達された借入金で、人民元建てと外貨建てがあります。外債は資本項目取引であることから、当局は、外債登記、取引書類審査などの手段を通じて外債の限度額、外貨建て人民元転、外債の使用用途等を厳格に管理してきました。実施細則第10条により、自由貿易試験区内の企業は自由に外債の人民元転を行うことができるようになりました。

従来は、外貨建て外債の人民元転は2013年5月から実施された「外債登記管理操作の手引」(滙発[2013]19号)の規定に従い、実需原則によらなければならないとされていました。つまり、借入金の予定使用用途において人民元による支払の必要が実際に発生した時に限って、銀行で相当金額を人民元転できる仕組みでした。一方で内資企業に対しては、更に規制が厳しく、銀行による審査ではなく外貨管理局の許可なしに人民元転が禁止されていました¹。また、2015年9月に公布された「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」(滙発[2015]36号、以下“36号”と表記)により、条件を満たした多国籍企業に限定して、外債の自由な人民元転を認めるようになりましたが、一般企業に対しては依然として制限しています。

今般、実施細則の施行により、多国籍企業に限定せず、自由貿易試験区の企業であれば外商投資企業および内資企業いずれも、実際の支払時期を待たずに、為替レートをみながら、いつでも外債の人民元転を行うことができるようになりました。

なお、実務上は、銀行で外債外貨口座に対応する専用の人民元転後支払待ち口座(以下、“元転口座”と表記)を開設する必要があります。人民元転した資金は一旦この元転口座に入金され、実際の支払ニーズに合わせて銀行による支払取引書類審査を受けた後に初めて使用することができます。実施細則により、自由貿易試験区内の企業は為替リスクを管理できるようになりましたが、引き続き当局より外債限度額、外債の使用などにおいて従来通りの規制を受けます。

(2) クロスボーダー外貨集中管理業務における資格条件の緩和

クロスボーダー外貨集中管理により、多国籍企業はグループメンバー企業の余剰外貨資金を1ヶ所にプーリングし、グループメンバー企業の資金過不足を調整することができるほか、グループ企業間の債

¹「外債登記管理操作の手引」規定第六項「銀行が非銀行債務者の為に外債の人民元転を行うについて」

権債務の集中決済・相殺決済を行えることにより、金融コストの節約、資金の効率的な配分、キャッシュマネジメントに係る事務負担の軽減等のメリットを有します。これまでは、今まで前述の36号により、クロスボーダー外貨集中管理を行うことができるのは大規模な多国籍企業に限定されていました²。

実施細則第13条により、自由貿易試験区内では、クロスボーダー外貨集中管理業務を行う多国籍企業の資格条件が大幅に緩和し、前年度の外貨・人民元による国際収支規模が1億米ドル超から、5,000万米ドル超と引き下げられました。

(3) 貨物貿易外貨収入の入金前審査緩和

外貨管理局・税関総署、税務総局が2012年6月に共同で公布した「貨物貿易管理制度の改革についての公告」(滙発[2012]1号、下記“1号公告”と表記)により分類等級管理制度が導入されました。分類等級管理制度とは貿易管理規定の遵守実績に基づき、輸出入業務のある企業をA類、B類、C類に分類し、取引書類審査および管理に強弱をつけるものです。

実施細則第8条により、自由貿易試験区内企業のうち、貨物貿易外貨管理分類等級がA類と認定された企業では、審査待ち口座の開設が不要となり、銀行による取引の真実性等の事前審査がなしに、貨物貿易外貨収入が直接に企業の決済口座に入金されるので、すぐにその収入を使用できるようになりました。従いまして、企業には現金化のタイミングが早まり、キャッシュフローに余裕が生じるほか、早い段階から為替リスクを管理できるなどのメリットがあると言えます。

2. 指導意見による更なる外貨管理改革の方向性

(1) 比率自律管理方式による外債枠を導入

現行の「外債登記管理弁法」(滙発[2013]19号)では、企業の借入可能な外債限度額(以下、“借入可能な外債限度額”を“外債枠”と表記)において、いわゆる“投注差”(投資総額と登録資本との差額)の概念が採用されており、“投注差”から短期外債の残高と中長期外債の発生累計額を控除した額をもって外債枠としています。従って、中長期外債を利用したことのある企業にとっては、その分の外債枠が減少し、長期的な投資や事業展開に必要な資金は利益の内部留保や増資等に頼るしかなく、資金調達に負荷がかかることとなります。

このような状況下、指導意見では、比率自律管理方式による外債枠の導入を提案しています。比率自律管理方法とは、ある基準値に比例した倍率で計算される金額を外債枠として使用することを指します。

²滙発[2015]36号により、自由貿易試験区外の多国籍企業では、前年度の外貨・人民元による国際収支規模が1億米ドル超との条件をクリアする必要がある。

指導意見では、今後マクロ経済や国際収支状況により変更される可能性はあるものの、その基準値を前年度の純資産とし、倍率を1倍と暫定的にするとコメントしています。

(2) クロスボーダー投融資活動に伴った資本項目の自由兌換

クロスボーダー投融資活動には、海外への直接投資、株式や債券等の証券投資や不動産投資などの投資活動、海外での資金調達のための債券発行や借入などの融資活動が考えられます。

指導意見では、それらの投融資活動に付随する人民元資金の外貨転、外貨資金の人民元転について、以下の前提のもとで企業の経営判断で規定限度額内の外貨転・人民元転が自由に行うことを提案しています。

- ① 自由貿易試験区に登録しており、ネガティブリスト外の企業等であること
- ② 自由貿易試験区所在地の外貨管理局の管轄する銀行に投融資専用口座を開設してあること
- ③ 暦年におけるクロスボーダー投資活動または融資活動につき限度額(初定値は1,000万米ドル)が設定されていること

ただし、指導意見では、投注差による外債枠と比率自律管理方式による外債枠の棲み分けや、クロスボーダー投融資活動、投融資専用口座などに関する管理政策には言及していませんので、今後の実際の改革について留意する必要があります。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。